

札幌ドーム条例の一部を改正する条例案

令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌ドーム条例の一部を改正する条例

札幌ドーム条例(平成11年条例第36号)の一部を次のように改正する。

- (1) 別表2 1 クローズドアリーナ、オープンアリーナ及び諸室の表中
「7,700,000円」を「8,500,000円」に、「385円」を「425円」に、「5,775,000円」を「6,375,000円」に、「4,400,000円」を「4,900,000円」に、「2,200,000円」を「2,450,000円」に、「300円」を「330円」に、「2,800,000円」を「3,100,000円」に、「220,000円」を「240,000円」に、「210,000円」を「230,000円」に、

「

200,000円と消費税相当額 を合算した額

」を「

220,000円と消費税相当額 を合算した額

」に、

「70,000円」を「77,000円」に、「80,000円」を「88,000円」に改め、別表

2 2 駐車場の表中

「

5,000円
2,500円
600円(駐車時間が2時間を超える場合は、600円に当該を超える時間30分までごとに つき200円を加算した額)
300円(駐車時間が2時間を

」を「

6,000円
3,000円
440円(駐車時間が1時間を超える場合は、440円に当該を超える時間30分までごとに つき220円を加算した額)
220円(駐車時間が1時間を

」に

超える場合は、300 円に当該 超える時間 30 分までごとに つき 100 円を加算した額)
10,000 円
10 平方メートルにつき 2,000 円

超える場合は、220 円に当該 超える時間 30 分までごとに つき 110 円を加算した額)
12,000 円
10 平方メートルにつき 2,400 円

改め、別表 2 3 トレーニング室及び練習場の表トレーニング室の項中「540 円」を「600 円」に改め、同表練習場の項中「4,800 円」を「5,300 円」に改め、別表 2 4 展望台の表中「520 円」を「570 円」に、「210,000 円」を「230,000 円」に改め、別表 2 5 その他の施設の表中

3,000 円
10 平方メートルにつき 600 円

を

3,300 円
10 平方メートルにつき 660 円

に

改める。

(2) 別表 3 中「2,000,000 円」を「2,200,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表 2 及び別表 3 に規定する利用料金（札幌ドーム条例（以下「ドーム条例」という。）第 10 条第 1 項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の徴収は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の別表 2 の規定は、施行日以後に開始する利用に係る利用料金について適用し、施行日前に開始した利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

- 4 この条例の公布の際現にドーム条例第5条第1項の承認を受けている利用に係る利用料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表3の規定は、施行日以後のドーム条例第6条第1項に規定する放送等（以下「放送等」という。）に係る利用料金について適用し、施行日前の放送等に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 6 この条例の公布の際現にドーム条例第6条第1項の承認を受けている放送等に係る利用料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（理 由）

札幌ドームの利用料金を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。